

事務所だより



元乃隅稲成神社（撮影：平山 博久）

第59号

発行

黒崎合同法律事務所
北九州市八幡西区黒崎三丁一七アリスコート黒崎駅前BLDG. 4F
電話■093(642)2868・FAX■093(642)2856

暑中お見舞い申し上げます

東京都議会議員選挙で自民党は歴史的な大敗をしました。五七議席が二三議席に激減しました。安倍首相は深く反省しなければならぬといいますが口先だけで、何をどのように反省し、今後どうするのか具体的な話はありません。

国有地をゴミが埋まっているという理由で八億円値引きした森友学園問題、地下を掘ればゴミが埋まっているかどうかはすぐに明らかになるのに政府はしようとしません。

加計学園の獣医学部建設問題ではこれだけ証拠が出され、安倍首相の友人のために便宜を計ったことは明白なのに、安倍首相は認めようとしません。

秘密保護法や戦争法、共謀罪は国民の多数の反対を無視し、国会で十分な議論もせずに強行採決をしました。

自民党が大敗したのは、このような安倍政権に首都の有権者が「ノー」とつきつけたためです。政治は私達の行動で変えることができます。

皆様方のご健康とご多幸を心よりお祈りいたします。

二〇一七年 七月



- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|---|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|------|----|----|----------|--|--|
| 弁護士 | 安部 | 千春 | 弁護士 | 田邊 | 匡彦 | 弁護士 | 横光 | 幸雄 | 弁護士 | 東 | 敦子 | 弁護士 | 溝口 | 史子 | 弁護士 | 平山 | 博久 | 弁護士 | 朝隈 | 朱絵 | 事務局長 | 原田 | 祥昌 | 外 事務局員一同 | | |
|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|---|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|------|----|----|----------|--|--|

あ～、コワかったぞ

弁護士 安部 千春



明渡しで和解

平成元年一二月二九日からS商事は三階建のビルの一階で不動産業を営み、三階は住居として住んでいた。無料で貸したのはS商事が三八〇〇万円で購入した不動産の撤去費用として五八〇〇万円をとってくれたからである。それから二八年以上経過したのでそろそろ立退いてもらいたいの、Aさんは明渡しを私に頼んだ。私は内容証明郵便で明渡しの交渉を始めたが、全く応じる気がない。やむなく明渡しの裁判を始めた。

裁判所はS商事に建物を使用できる法的根拠を言いなさいといい、根拠がないので明渡しを求めた。

S商事は明渡しはするが、今から引渡し先を探さなければならぬので時間をくれというので平成二八年六月二三日、一二月二三日までに明渡しことで和解した。

明渡しの催告

一二月二二日私はS商事に「明渡しして下さい」と電話をした。するとS商事は引渡し先は見つけたが荷物が多く、お金がないので自分で荷物を運んでいるので一月末まで待つてくれと言いだした。

一月末に電話をすると、二月末ま

で待つてくれと言いだした。

二月末に電話すると三月末まで待つてくれ、三月末に電話すると四月末まで待つてくれといい出し、四月末に電話をすると五月の連休明けには明渡しと約束した。

お前を殺してやる

五月九日に電話をすると「ちゃん」と引越しはしている。見に来てくれ」というので、五月一日午前一〇時に見に行った。S商事の社長のMは車で現地に現われ、一階の事務所の鍵をあげ、二人で事務所に行った。事務所の中はまだ荷物がいっぱいあった。とうてい引越しをしている様子はなく、引越しをしようとしていることを見せるために一部をダンボールに入れていただけだった。

「いつ明渡ししていただけるのでしょうか」と私がいうとMは突然、カマを振り上げて「お前を殺してやる」といい出した。

私が「それは脅迫です」というとカマを下ろした。そこで「住居の方も見せて下さい」と私はMに三階の住居の方に案内させた。住居の方は玄関が開いていて、玄関の敷物の上にスリッパが置いてあった。それを履いて住居の方を見て回った。住居の方

も何も片付けていなくて引越しをしようという姿勢は感じられなかった。

Mは私に「俺が五八〇〇万円をとってやったのを知っているのか」と声をかけて来た。

知っていると答えれば知っていないが追い出すのかといい、知らないと答えれば知らないのに追い出すのかといちやもんをつけようとしているのがわかったので私は無視した。

すると突然Mは、私に襲いかかってきて首をしめようとした。私が逃げようとすると私の首を左腕でまき込み、「台所に包丁があるのでそれでお前を殺す。俺はもう七〇歳になるのでどうなってもいい」と私を引っぱって台所に連れて行こうとした。私は怖いというよりも弁護士の私に暴力をふるうのかと驚きの気持ちが強かった。首は押さえられて動かせないが、右手は動く。Mはがっしりした体格だった。私は右手でわき腹をこそそとこそぐると面白いなと思ったが、左手と右手、首と全身を動かしてふりほどくと玄関に走り、玄関に脱いでいた靴を手に持って一目散に逃げた。私は一週間に三日はスポーツジムで鍛えているのですばしっこいのだ。

やむなく強制執行の申立をして明渡しした。

一步前に入る司法

弁護士 横光 幸雄



はじめに

「一步前に入る司法」という本が日本評論社から出版されている。語り手は泉徳治元最高裁判事である。泉氏は元最高裁判事であっただけでなく、最高裁事務総局に長年勤務した司法官僚で、司法行政の中枢を担ってきた人物であるが、一九七〇年代の司法の危機と称された宮本康昭判事補再任拒否事件、青法協問題から、最近の司法制度改革の経緯まで、最高裁の内幕を率直に語っていて興味深い。また、歴代の最高裁判官の人物像の話もおもしろく読ませてくれる。

最高裁弁論

私は泉判事に一度だけ会ったことがある。北九州市の局長交際費の支出に關し、実際の相手方の氏名を公開するよう求めた情報公開裁判で、平成一七年に最高裁弁論があった時の第一小法廷五人の裁判官の一人であった。

当日は、多加喜悦男弁護団長、一柳俊文、小川威亜の両弁護士と私の四人が代理人として出廷したが、泉判事だけが我々の弁論に熱心に耳を傾けてくれたので、何となく氣

になりながら弁論を終えた。後日、判決書が届くと、多数意見は相手方との信頼関係維持を理由に実際の相手方の氏名の公開請求を棄却した原審判決を容認したが、一人泉判事は交際事務は付随事務にすぎず、北九州市が本来の事務の遂行に支障が生じることを主張立証しない限り相手方の氏名等は公開すべきであるとの詳細な少数意見を書いてくれた(判例タイムズNO一一八九号)。

少数意見について

泉氏は、最高裁判事在任中に二五件の反対意見を書いたとのことであるが、我々の事件もそのうちの一件ということになる。同氏は少数意見について、その積み重ねが多数意見になる例として議員定数は正訴訟判決を挙げている。ただ弁論をした私たちは、判決は勝つか負けるかの二者択一でしかないとの思いで、少数意見のことなど全く頭にないまま弁論したことを思い出す。

もっとも前記判決後、私たちが求めた交際費の相手方等の情報公開は、今ではインターネット上で公開されるまでになっており、最高裁判決の少数意見の持つ重みも理解するものである。

憲法を盾に一步前へ

泉氏は同書のはしがきで、「裁判所が憲法よりも法律を重視し、法律解釈で立法裁量を最大限に尊重し、条約を無視するという現況から早く抜け出して、憲法を盾に一步前に出てきてほしいと願っています。我が国を国民主権によって個人の尊厳が護られる国とし、これを次の世代に引き継いでいくことは、現憲法の下で七〇年を過ごした我々世代の責務であると思います」と裁判所が一步前に入ることを期待する。

大統領令の差止めを決定するアメリカの司法に比べ、日本の司法が三権の一翼としての機能を果たし得ていないことは衆目の一致するところであるが、最高裁の中枢にあった泉氏が、裁判所に一步前に入るよう促すことは、個々の裁判官にとっても大いに励みになるはずである。特定秘密保護法、集団的自衛権行使の安保関連法、共謀罪法と悪法が続く憲法改正の具体的政治日程まで上がる中で、私たちがも泉氏と同様に、裁判所が「憲法を盾に一步前に入る」よう裁判所の内外で活動を強めていきたいと思う。

ダルクが地域に もたらしたもの

弁護士 東 敦子



北九州ダルクが今年で20周年を迎え、6月25日シンポジウムが開かれました。DARCとは、ドラッグ(薬物)、アディクション(病的依存)、リハビリテーション(回復)、センター(施設)で、覚醒剤などの薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設です。

今では、ほとんどの都道府県にダルクができていますが、北九州ダルクは1997年設立の全国で7番目。こんなに早かったのは当時、北九州市立大学の石塚伸一先生(現在、龍谷大学教授)を中心に「ダルクを呼ぶ会」が作られて、市民がダルクを必要としているという機運が高まった(高めた?)からです。私が初めてダルクに出会ったのは弁護士1年生の2000年。2006年にもNPO法人になってからはずっと監事でも、設立当初の大変さ(施設長とこへ行っちゃっ

たの事件とか、施設長電話の向こうで怒って泣いてる事件など)は何も知りませんでした。

ところで「薬物の人は刑務所か病院に行けばいい」と思う人もいる



かもしれないが、いずれは社会に戻りますし、ほとんどの病院は薬物依存の人をなかなか診てくれません。何回も刑務所や精神病院を出たり入ったりしている、そのうち、家族も、仕事もなくなり、独りぼっちで、また薬を使う…の無限ループ。やはり、社会の中の居場所「空間」とリハビリの「時間」が必要です。刑務所にいけば、明日の朝ごはん何にしようか?を考えなくていいから、考える習慣がなくなり、ますます薬物を使わないリハビリだけでなく、まさに日常生活を送るためのリハビリも必要。

そして、一番大切なものが「仲間」(石塚先生)。回復プログラムの中心は「仲間」とのミーティングです。話し合うというよりは、ただ自分の体験や感じたことを話したいだけ話して、仲間はそれを批判も評価もしないでただ聞いています。私も参加したときは、話すと、少し自分が解放され、聞いてもらうだけなのにすっきり。聞き手のときも「あつ自分と一緒にだ」と思ったりして、ほっとします。人間って失敗するし、迷惑もかけてしまうし、自分が嫌になることもある。でも、それを「そんなこともあるよね」と受け入れてくれる居場所があることは本当に大切。いろんな人たちが調子のいいときも、悪いときも、そのときの社会を構成しているんだから、どーんと構えた社会になつて欲しいよね。そんな思いを強く

します。

ダルクメンバーから、仲間がいて一人じゃないと気づくことから回復が始まるという話もありました。私は「仲間」という言葉を聞いて、黒崎合同のみんな(弁護士と事務局)を思い浮かべました。落ち込んで帰る日も「おかえり」と迎えてくれる、嫌なことがあった日は「大変だったね」と共感してくれる、私はみんなに助けられています。

この20年、もし、北九州にダルクがなかったら、居場所も仲間もなく、刑務所と自暴自棄を繰り返す人がもつと増えていたと思います。同じように家族も苦しい。薬物のためにお金を持ち出されるし、荒れ狂う息子をお祓いに連れて行ってももちろん効果はないし…。「ダルクに繋がってやっと子どもに向き合えた」「私たちもダルクに支えられた」という話がありました。弁護士もダルクがないと本当に困ります。逮捕された人たちの「これからどうしたらいいですか」に弁護士だけでは寄り添えません。地域にとつて、ダルクは小さな灯りみたいな存在だと改めて気づかされました。

最後にお願いです。本当に小さな灯りですから、運営のやりくりも一生懸命です。ダルクって何?と興味を持っていただいた方、購読紙あります!よかったですら、物心両面の温かいご支援もお待ちしております。

法曹のたまごを 立派に孵化させる

弁護士 溝口 史子



先日、自宅の本棚の大掃除をして
いると、10数年前司法修習生だった
頃の弁護修習結果簿を見付けまし
た。指導担当弁護士の下で研修を受
けた事件の数々が、私の少しいの外れ
な感想を添えて書かれていて、当時
のことを懐かしく思い出しました。

司法修習生は、司法試験合格後、
最高裁判所に任用され、国家公務員
に準ずる立場で勉強する法律家のた
まごです。修習生は司法研修所で座
学を中心とした研修を受けるほか、
各地の裁判所、検察庁、弁護士会に
配属され法律実務を学びます。生の
事件に触れる中で、将来裁判官・検
察官・弁護士などの法曹になりたい
のか、自分の進路を決めていくので
す。

福岡県弁護士会
北九州部会には、
春から夏にかけて
の2ヶ月程、司法
修習生が配属され
ます。当事務所で
も修習生を毎年1
名ずつ受け入れて
おり、今年私が
修習生の指導を担
当しました。

指導担当中、指



導担当弁護士はほぼ終日、修習生と
行動を共にします。法律相談（生の
事実）から相談者のニーズを把握し
事件を組み立てる過程、依頼者との
打ち合わせや被疑者・被告人との面
会等、裁判に向けた準備、法廷での
弁論や尋問、書面作成；修習生には、
試行錯誤している過程も含め全て見
られます。私の仕事ぶりが、修習生
が持つ弁護士のイメージや、法律
家として目指すレベルに影響を与え
るのかもしれないと思うと責任重大
で、毎日の業務の緊張感が増します。
また、修習生の研鑽や、修習生と
他の弁護士との交流の機会を増やす
ため、指導担当弁護士も勉強会や弁
護士会のイベントに積極的に参加し
ます。初心に帰ることが出来、私自

身も勉強になります。

10数年前司法修習生だった頃、私
は今より内気で人見知りの性格で、
自分は弁護士に向いていないのでは
ないかと、進路に迷ったこともあり
ました。しかし、弁護修習中、依
頼者のニーズから事件の全体像を
描き、よりよい解決に向けて事件を
進めていく指導担当弁護士の姿を見
て、弁護士という創造的な仕事を目
指したいとの思いを強くしたことを
覚えています。今の私は、あの頃自
分が憧れた弁護士像に少しは近付け
ただろうか。今回、司法修習生の指
導を担当したことは、自戒を込めて
自分の弁護士生活を振り返る良い機
会にもなりました。

最後に皆様へ。司法修習生を育て
ることは、良い裁判官、検察官、弁
護士を増やすことにつながります。
これからも、当事務所でご相談・ご
依頼くださる皆様には、「研修のた
め、司法修習生を立ち合わせて良い
ですか？」とお尋ねすることがある
かも知れませんが。司法修習生には守
秘義務がありますので、法曹のたま
ごを立派に孵化させるため、ご理解・
ご協力いただけますと有り難く思
います。

北九州で学ぶ・伝える・食べる

弁護士 平山 博久



1 地元の歴史

先日、小学校の運動場にある櫟(けやき)の木が切られるというニュースを見ました。

木を切ることがなぜニュースに?と思つて見ていたところ、どうもその木は1902年(明治35年)頃には小学校とともにその場所であり、北九州における大空襲の後も焼かれることなく残り続けた樹齢150年に及ぶ櫟の木だったようです。

その櫟の木は、内部が空洞化していつており、調査の結果、このままでは倒木の危険があるとして、伐採することになったそうです。

テレビでは、地域の人々が集まったお別れ会、子どもたちによるお別れ会、櫟の木に抱きついていたり子どもたちのシーン、上級生が後輩に対して伐採後の木で思い出の品を送るシーン、終戦前に卒業をした方の当時の記憶や櫟の木に対する思いを語るシーンなどが放映されており、子どもたちの中には櫟が伐採されると知って涙を流している子ども



おりました。

そして、櫟が伐採されるだけだと子どもたちも寂しいだろうなあと思っていたところ、校庭に新たに小さな櫟の木を植えることになっているそうです。

この一連の報道を通じて、純粋な子どもたちの表情を見て優しい気持ちになれると同時にこの木は長い時間、北九州の町の変化を見てきたんだらうなあと、ふと、今、立っているこの場所には昔何があったのだろう、と思いました。

僕は北九州出身ではありませんが、25歳のころにこちらに来て早13年が経ったにも関わらず、北九州の歴史を全くと言っていいほど知りません。歴史について自分から勉強しようと思わなければなかなか知る機会がないですね。

北九州市は中高年者の移住に適した都市であるとの指摘はなされていますが、北九州市をよりよく元気にするためにも、若い人たちにも残って欲しいですし、外から若い人に移り住んで欲しいところですよ。

北九州の良さを少しでも伝えられるためにも、これから少しずつ北九州の歴史を学んでみようと思います。

2 改善したいこと

皆さん、ところで、毎日、朝食を摂っていますか?

僕は、高校生のころ、朝6時頃の電車で毎日通学しており、前日夜も遅くに寝布団に入るため、電車時間のギリギリまで寝て、母に駅まで車で送ってもらう生活をしていました。電車の時刻に間に合わ

ず、次の駅まで車で送ってもらい、母は何度か道中にある警察署にスピード違反でお世話になりました。

このような生活をしていたため、高校生のころから朝ごはんを食べなくなりました。

朝食を摂ることが大切なのは言うまでもありませんが、今の生活を長期間続けていたため、悪い意味で身体がこれに慣れてしまい、朝食を受け付けないようになってしまっています。旅行に行ったときなども周りに合わせて朝食を摂ると、身体がびっくりしてお腹を壊すなど体調が悪くなることが多いのです。

その上、仕事が忙しい時などはお昼も抜くこともあるので、その日に初めて口にしたものが夕食であることも多々あります。

しかし、この生活を今後も続けていくとどこかで必ずしわよせが来ると思います。

できるだけ早く、朝ごはんを食べることがができる身体に整えていきたいと思えます。



大事なもの

弁護士 朝隈 朱絵

弁護士として働き始めて約3年半。まだまだ未経験の分野は無限にあって、初めての経験をすることは日常茶飯事です。未知の分野にも興味を持って果敢に挑んでいける性格だと良いのですが、私はいつも興味よりも不安の方が先に立ってしま...

最近、外国人留学生がアルバイトをしているのをよく見かけます。文化も異なる言葉も十分に通じない国に1人でやってきて、生活していく果敢な姿に、ただただ脱帽です。

以前、私が深夜にコンビニに買い物に行った際のレジの店員さんが東南アジア風の方だったのですが、その人は片言な上に日本語使いがはちゃめちゃで

私が薄皮クリームパンをレジに置くと、「アタタメマスカ?」おにぎりセットを「チンして下さい。」という、「チン?」(通じない)。お釣りを渡しながら、「イラッシャイマセー」。出て来たレシートを私に見せて、「レシートステルネー」。吹き出しそうになりながら、彼のネームプレートを見ると:『ダルイ』。

帰り道、思い出し笑いをしながら、だけど、あの失敗を恐れない姿は見習わないと思



ました。私も小さなことで物怖じせず、当たって砕けるの精神で、何事にも果敢に立ち向かうと思えました。

弁護士という仕事をしていると、要不要や損得という合理的な考え方で物事を処理しようとしてしまいがちです。だけど、不合理なことに魅力を感じることも多々あります。

例えば、前科前歴がいくつもある被告人の奥さん。離婚した方が自分はずっと楽な生活が送れるだろうに、「そういうところも全部含めて、私はこの人が好きなんです。何があっても最後まで支えます。」と言ったり。「お金なんてどうでもいいから、相手に誠意を示してもらいたい。」

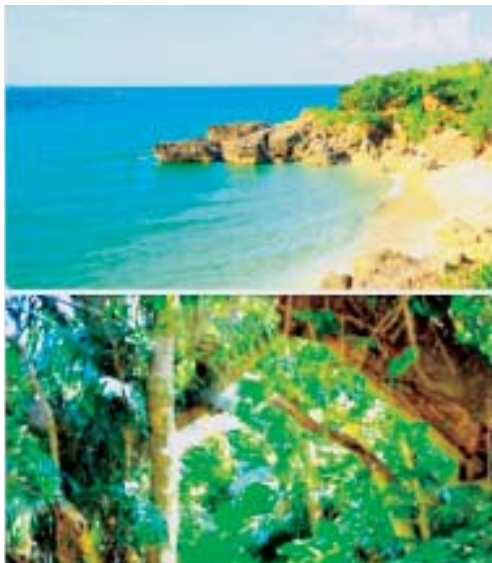
という発言は、依頼者の方からよく聞きます。

これ以外にも、人って、合理的な生き物だなあと、思う場面に多々直面します。だけど、そういうところこそ、人間ならではの魅力的な部分なのだと思います。その他にも、仕事以外の雑談の中で、励ましの言葉を下さったり、忙殺されて頭にもなかつたバレンタインデーやひな祭り等のイベントの日に、可愛いお菓子を持ってきて下さって、「先生、仕事終わったら食べてくださいね。」と頂くこともあり。ただ機械的に仕事を処理する以外の所に、沢山、人の温かさに触れることが出来て、人として成長できるチャンスが隠れているなと思います。そんな部分を、きちんと大事にしていける働き方がしたいなと思

います。仕事が忙しくなればなるほど、効率よく仕事を片付けようとしていて、目の前の事しか見えず、気付か

ないうちに視野が狭くなって、大事なものを見落としている気がします。たまにふと空を見上げたりすると、自分がとても狭い範囲であくせく動いていて、もつと、心に余裕をもって生活することが出来れば、もつと、人としての成長が出来るのではないかなと感じます。

そのような次第で、今年の夏は、沖縄にある人口数十人しかない何にもない島に、まるっと1週間、一人旅に出ることに決めました!! 青い空の下、広い海を見ながら、本を読んだり絵を描いたり、好きなことをして、ボケーッと過ごして、心のデトックスをしてきたいと思



一口法律相談

民法(債権法)が120年ぶりに改正されたと聞きましたが、どのように変わったのでしょうか?



弁護士 田邊 匡彦

本年6月2日に改正債権法が公布されました。公布後3年以内に施行されることになっていきますので、今すぐ変わる訳ではありませんが、今後の契約内容には影響が出てくるでしょう。広範な改正が行われましたので、その全てを説明することはできませんが、幾つかポイントを挙げておきます。

1 保証

事業のための貸金の個人保証は、契約前1か月以内に公正証書で保証意思が確認されていなければ無効とされま。但し、借主が会社である場合の取締役等には適用されません。

個人根保証(不特定債務について個人が保証人となる場合)は、保証人が責任を負う最大限(極度額)を定め、かつ書面(電磁的記録)で契約されなければ、無効となります。

保証取消制度が新設されます。事業のために生じる債務の個人保証を依頼するとき債務者は、債務者の財産や収支、債務の状況、担保として提供する物があるか等を説明しなければならず、債務者がその説明をしなかったり、事実と異なる説明をしたこと(「不実の説明」等)によって個人が保証人となった場合で、債権者が不実の説明等があったことを知っていたか、知るこ

とができるときは、保証人は保証契約を取り消せることとなります。

2 消滅時効

これまでは、原則として債権の消滅時効期間は10年とされる一方で、債権の種類によっては1年から5年の消滅時効期間が定められていましたが、今回の法律改正で、債権については、債権者が権利行使できることを知ってから一律5年とされました。また、権利行使できる時から10年間行使しなかったときも時効で消滅するとされています。

但し、生命身体侵害による損害賠償債権の消滅時効期間は、損害及び加害者を知った時から5年、又は権利行使をできる時から20年とされています。不法行為に基づく場合は3年から5年に消滅時効期間が延長されることとなります。

3 法定利率

これまで民事法定利率は年5%、商事法定利率は年6%とされてきましたが、年3%に変更・統一されます。近時、0金利やマイナス金利の時代となつているのに年5%は高すぎるとの批判がなされていたのに対応するものです。但し、変動法定利率が採用され、

3年ごとに法定利率を見直すこととされました。利息の利率は、特段の意思表示がないときは、当該利息が生じたときの最初の時点での法定利率によってされています。

4 その他

その他にも、詐害行為取消権、相殺、債権譲渡、契約解除、売買、危険負担、錯誤、賃貸借、定型約款(新設)等が改正されています。従来判例に沿って改正したものが多くとは言えますが、紙面が尽きてしまいました。

法律相談(初回30分)を無料にしました。

月曜日 午前10時00分～午後7時30分まで
火曜日～金曜日 午前10時00分～午後5時30分まで
土曜日 午前9時30分～午前11時00分まで
日曜・祝日はお休みです

＝相談予約受付時間＝ 相談は事前予約をおねがいます

平日(土・日・祝日を除く)午前9時から
午後5時までにお電話下さい。

TEL 093-642-2868



お知らせ

8月11日～15日は、夏季休暇のためお休みします。